(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都大田区大森中一丁目二六四一番二から同区大森中一丁目二六四二番一まで	前	三四・九〇～三六・二九メートル	〇・〇一七キロメートル
	後	三四・九〇～三七・七〇メートル	〇・〇一七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十三号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
前橋市田口町字下田尻一二二番一から渋川市半田字向畑一七五番一まで	前	九・〇〇～五四・〇〇メートル	三・八〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　二五・五〇～一三五・〇〇	四・〇三七	
		B　二五・五〇～一三五・〇〇	四・〇三七	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	伊勢原市上粕屋字秋山三〇七三番四から同市上粕屋字秋山三〇九六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市栄区長尾台町字雲雀子下五二六番一から同市栄区田谷町字雲雀子八八四番一まで	前	二・六〇～一七六・三八メートル	〇・二五〇キロメートル
	後	一二・九八～一七六・三八メートル	〇・二五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	横浜市栄区田谷町字雲雀子四一五番二地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第七十六号東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十四号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第七十号東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十四号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第七十一号東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十五号線
三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし